

本答申書は、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に定める
公表用のものです。

答申保第1号
平成19年4月27日
(諮問保第1号)

答 申

1 審査会の結論

教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった保有個人情報
の不存在を理由に不開示とした決定は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島
県条例第67号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り
消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第11条の規定に基づき、平成18年3月31日付けで「異議申
立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容について学校長が調査
した内容とその結果（以下「本件請求内容」という。）」の保有個人情報開示請求を
行った。

これに対し実施機関は、平成18年6月9日付け鹿教教第155号で「当該個人情報に
ついては、公文書を作成し、又は取得しておらず、実際に存在しません」として、不
開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成18年7月1日付けで異議申立てがなされたも
のである。

(2) 異議申立ての趣旨

開示しない理由として「当該個人情報については、公文書を作成し、又は取得して
おらず、実際に存在しません」と、保有個人情報不開示決定通知書に記載されている
が、私が請求したのは保有個人情報であり、公文書に限定して開示請求したのではあ
りません。公文書開示請求については別のシステムになっているではありませんか。
また、これらの開示を請求した情報が存在しないということは、証拠の一部が欠損し

ていることとなります。

これらの問題点について司法の判断を仰いだ際、証拠の存在について争いを皆無にするために、保有個人情報の調査を万全を期して行っていただきたい。

また、上記理由の文書について開示しない理由の文章の中で、主語が明確ではありません。どのような調査を行い、どこに存在しないのかについても明確に説明していただきたい。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人から口頭による意見陳述の希望はなかった。

ア 校長が保管していると考えられるので、再調査を願う。

イ 私が開示請求した資料が存在しなければ、資料に不足があることになり、到底納得できない。

ウ 「当委員会はこの資料を保有していなかった」とは正確にまたは具体的にどういう意味か。「保有していなかった」ということは、

- ・保有する前に一瞥しただけで廃棄処分された
- ・保有する前に一瞥しただけで作成者等に返却された
- ・保有していたと確認する前に紛失してしまった

というように解釈されるが、これについて詳細に説明がなければ到底納得できる事ではない。

エ 作成者が保有している情報を取り寄せて保有する意思があるのか、説明を求める。また、中学校長より本件該当の情報を取り寄せ開示することも求める。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報の内容

異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容について学校長が調査した内容とその結果。

(2) 不開示の理由

本件請求内容は、学校長が作成した当該調書に記載されている異議申立人に関する様々な事実の一部について、その記載の基礎となった資料の開示を求めるものである

が、当委員会は、市教育委員会及び学校長から当該調書以外の文書は取得しておらず、また、本件請求内容に係る異議申立人の個人情報に係る公文書を作成してもない。

したがって、本件請求について当委員会が開示の可否を決定すべきは県の実施機関の一つである当委員会が保有する異議申立人の個人情報に関してであり、当委員会はこれを保有しなかったことから、条例第17条第2項に基づき本件処分を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年 8月28日	諮問を受けた。
10月11日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
10月13日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成19年 1月26日	諮問の審議を行った。
2月19日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
3月26日	諮問の審議を行った。
4月27日	諮問の審議を行った。

(2) 本件請求に至る経緯

異議申立人は、本件請求に先立ち、条例第11条の規定に基づき平成18年1月10日付けで「異議申立人に関する調書」の保有個人情報開示請求を行い、実施機関は対象となる保有個人情報を「あなたの調書」と特定し、異議申立人の問題の状況に関する記載の中に条例第13条第2号の第三者に関する情報に該当する内容があったため、平成18年2月6日付けで一部開示決定を行った。

本件請求は、この一部開示された調書に記載されている異議申立人に関する記載の一部について、学校長が調査した内容やその結果の開示を求めたものである。

なお、異議申立人は、当該調書について本件請求内容に関する部分以外の記載内容についても、その基礎となった資料に係る保有個人情報開示請求を行っているが、実施機関は、それらについても不存在を理由に不開示とする決定を行っている。

(3) 手続き等について

調書に係る手続き等は、規則及び要綱に基づいて行われており、次のような理由により、学校長が申請する際に調書以外の資料等の提出は求めている。

(ア) 調書内容の信用性が高いことによる。

① 調書は、学校教育法第40条に基づき所属職員を監督する職務権限を有する学校長が、日ごろから把握している職務遂行状況等を時系列で具体的に記載して作成したものであり、② 日ごろから所管する学校を計画的に訪問するなどして職員の状況等を把握し学校長を指導監督する立場にある市町村教育委員会及び県教育事務所が、調書の主要な部分について真偽を確認した上で意見を付しており、学校長の恣意性を排除しているため。

(イ) 事実確認を調書のみでは行っていないことによる。

申請を受けた県教育委員会は、事実確認のために本人、学校長及び市町村教育委員会等に対して直接事情聴取を行うことになっている。決定は審査委員会の意見も踏まえて行うこととなっているが、審査委員会へは調書と県教育委員会が直接聴取した際の報告書の両方が提出されており、調書のみに基づいて行われることはないため。

(4) 審査会の判断

以上のことから、規則及び要綱の規定のとおり当該調書以外の文書は提出されておらず、また、調書に記載されている一つ一つの内容の裏付けとなる資料の提出は求めているとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、念のため、当審査会の事務局職員をして、県教育委員会教職員課及び関係県教育事務所の文書管理の状況や公文書の実際の保存状況を確認させたところ、公文書は年度ごとに整理されており、関連する一件ファイルの中に当該調書の添付書類など本件請求内容に係る公文書はなかったことから、本件請求内容に係る保有個人情報存在しないものと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。